

〔令和7年8月20日(水)13:00 経営会議〕

令和7年第3回市議会定例会議案説明資料

1 招集日

令和7年9月3日(水)

2 令和7年第3回市議会定例会に付議する案件

報告案件 1件

条例改正案件 9件

単行案件 2件

補正予算案件 3件

決算認定案件 10件

人事案件 2件

計 27件

《報告案件》

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件(総務部)

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	令和6年度決算値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.55	20.00
連結実質赤字比率	—	18.55	30.00
実質公債費比率	10.1	25.0	35.0
将来負担比率	74.5	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
美唄市病院事業会計	—	20.0
美唄市水道事業会計	—	20.0
美唄市工業用水道事業会計	—	20.0
美唄市下水道事業会計	—	20.0

※「—」は資金不足額のない会計を表す。

《条例改正案件》

2 美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件(総務部)

岩見沢労働基準監督署長から恵風園・恵祥園の職員の時間外労働、深夜労働に対する割増賃金の算定基礎に關し、労働基準法(昭和22年法律第49号)第37条の規定による是正を求められたことから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

時間外手当の単価となる勤務1時間当たりの給与額については、給料の月額のみにより算出していたが、これに特殊勤務手当(介護業務手当)を加算して算出するほか、引用条例及び引用条項など必要な規定の整備を行う。

〈施行期日〉

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

3 美唄市職員の育児休業等に関する条例及び美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件(総務部)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)が令和7年1月8日に公布され、育児に関する部分休業制度の取得方法の多様化への対応及び仕事と育児の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備を行うほか、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

(1) 美唄市職員の育児休業等に関する条例

- ・現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態を「第1号部分休業」とし、新たに1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の形態を「第2号部分休業」として規定し、選択可能とする(第20条、第20条の2関係)。
- ・部分休業の1年間の期間を規定する(第20条の3関係)。
- ・第2号部分休業の基準とする時間を規定する(第20条の4関係)。
- ・特別の事情が生じた場合に、形態を変更することを可能とする(第20条の5関係)。

(2) 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

妊娠、出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度利用、働き方の意向を確認し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援する(第7条の6関係)。

〈施行期日〉

令和7年10月1日から施行する。ただし、美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に関する経過措置は、公布の日から施行する。

4 美唄市営弓道場条例の一部改正の件(教育委員会)

市営弓道場において、民間事業者の能力と活力を積極的に活用し、市民サービスの一層の向上と経費の縮減を図ることを目的に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入するため、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・管理の代行等の規定を新設する(第3条関係)。
- ・利用料金等の規定を新設する(第7条関係)。
- ・損害賠償の規定を新設する(第8条関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

5 美唄市総合福祉センター条例の一部改正の件(保健福祉部)

美唄市総合福祉センターの電気設備及び機械設備の改修に伴い、全室に冷暖房用の空調設備が設置されること及び冷暖房が使用できる期間を定めず、必要に応じ利用者が冷暖房を使用できるよう必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

冷暖房の使用における規定を改める(別表関係)。

〈施行期日〉

令和7年10月1日から施行する。

6 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件(保健福祉部)

介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第11号)が令和7年1月22日に公布され、第38条及び第39条に規定する基準所得金額が見直されたことから、間口除雪事業の負担金における世帯区分に定める額について必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

世帯区分欄に定める前年の合計所得と課税年金収入額の合計額について、関係法令を引用し整備する(第5条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

7 美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件(都市整備部)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)が令和7年1月8日に公布され、部分休業制度において1年につき条例で定める時間を越えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようになることから企業職員について同様に対応するため、必要な改正を行うもの。

また、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号)附則第20条において、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が改正され、暫定再任用の定義が削除されたことから併せて必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・部分休業の範囲を拡大する(第16条関係)。
- ・引用条項を改める(制定附則第2項関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

ただし、第16条の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

8 美唄市下水道条例及び美唄市給水条例の一部改正の件(都市整備部)

令和6年1月に発生した能登半島地震において、排水設備及び給水装置等の工事を行う業者の確保が困難な状況となり、復旧が長期化したことから、被災地での排水設備及び給水装置等の工事が円滑に実施されるよう災害その他の非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、排水設備及び給水装置等の新設等の工事を行うことができるよう必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

(1) 美唄市下水道条例

- ・排水設備等の工事の実施について、他の市町村長又は他の市町村長の指定を受けた者の施行を認める規定を設ける(第7条関係)。

(2) 美唄市給水条例

- ・給水装置等の工事の実施について、他の市町村長又は他の市町村長の指定を受けた者の施行を認める規定を設ける(第7条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

9 美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件(都市整備部)

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第366号)が令和6年12月11日に公布され、監理技術者等の設置等の特例及び営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例についての規定が新設されたことから必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

引用条項を改める(第3条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

10 美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件(病院事務局)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)が令和7年1月8日に公布され、部分休業制度において1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようになることから病院事業職員について同様に対応するため、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

部分休業の範囲を拡大した(第19条関係)。

〈施行期日〉

令和7年10月1日から施行する。

《単行案件》

11 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件(総務部)

江差町・上ノ国町学校給食組合が令和7年3月31日付けで解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、組合組織団体の協議により、規約中の別表について必要な改正を行うもの。

〈変更内容〉

江差町・上ノ国町学校給食組合を削る(別表関係)。

〈施行期日〉

総務大臣の許可の日から施行する。

12 令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金処分の件(都市整備部)

令和 6 年度美唄市下水道事業会計で生じた未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

〈処分内容〉

令和 5 年度決算において補填財源として使用した 234,573,027 円を、補填財源として使用可能な未処分利益剰余金と区別するため資本金へ組み入れ、さらに令和 6 年度決算において補填財源として使用するため、44,036,376 円を減債積立金へ積み立てる。

《補正予算案件》

13 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第2号)(総務部)

補正内容 経営会議資料

14 令和7年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)(市民部)

補正内容 経営会議資料

15 令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)(保健福祉部)

補正内容 経営会議資料

《決算認定案件》

16 令和6年度美唄市一般会計決算認定の件(総務部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
19,474,546,964円	19,070,511,325円	404,035,639円

17 令和6年度美唄市民バス会計決算認定の件(市民部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
50,894,545円	50,894,545円	0円

18 令和6年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件(市民部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
2,657,758,488円	2,647,847,765円	9,910,723円

19 令和6年度美唄市介護保険会計決算認定の件(保健福祉部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
3,123,193,981円	3,056,535,178円	66,658,803円

20 令和6年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件(保健福祉部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
267, 419, 540円	267, 325, 540円	94, 000円

21 令和6年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件(市民部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
792, 275, 542円	790, 566, 142円	1, 709, 400円

22 令和6年度美唄市病院事業会計決算認定の件(病院事務局)

収益的収入 1, 652, 284, 222円

収益的支出 1, 943, 865, 108円

差引き △291, 580, 886円

資本的収入 1, 009, 664, 000円

資本的支出 1, 182, 548, 744円

差引き △172, 884, 744円

23 令和6年度美唄市水道事業会計決算認定の件(都市整備部)

収益的収入 649, 361, 912円

収益的支出 600, 448, 221円

差引き 48, 913, 691円

資本的収入 353, 191, 938円

資本的支出 536, 143, 791円

差引き △182, 951, 853円

24 令和6年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件(都市整備部)

収益的収入 77, 020, 049円

収益的支出 73, 204, 458円

差引き 3, 815, 591円

資本的収入 7, 400, 000円

資本的支出 30, 762, 232円

差引き △23, 362, 232円

25 令和6年度美唄市下水道事業会計決算認定の件(都市整備部)

収益的収入	1,283,911,908円
収益的支出	1,159,675,072円
差引き	124,236,836円

資本的収入	539,188,000円
資本的支出	1,066,987,775円
差引き	△527,799,775円

《人事案件》

26 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件(市民部)

(福田 安治 委員 任期限 令和7年11月10日)

27 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件(市民部)

(竹松 知彦 委員 任期限 令和7年11月10日)

◎市政報告

元市職員の再逮捕について

日程(予定)

8月20日(水) 経営会議	9月1日(月)	13日(土)
21日(木)	2日(火)	14日(日)
22日(金)	3日(水)	15日(月)
23日(土)	4日(木)	16日(火)
24日(日)	5日(金)	17日(水)
25日(月)	6日(土)	18日(木)
26日(火)	7日(日)	19日(金)
27日(水)	8日(月)	
28日(木)	9日(火)	
29日(金)	10日(水)	
30日(土)	11日(木)	
31日(日)	12日(金)	

令和7年度 一般会計補正予算案（第2号）

補 正 前 の 額		19,660,905			(千円)	
歳 出 補 正				歳 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目 (節)	
2 総務費	基金積立金(財政調整基金)	201,000	201,000	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)	
7 基金造成費	補正内容 増額 法令等に基づき、令和6年度決算剩余金のうち、2分の1を下らない金額を財政調整基金に積立てるもの。	積立金 201,000				
1 基金造成費						
3 民生費	障がい者福祉一般管理事務	464	231	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (障害者総合支援事業費補助金)	
1 社会福祉費	補正内容 増額 令和7年10月1日から障害福祉サービスの「就労選択支援」が新たに施行されることから、障がい者福祉システムの必要な改修を行うもの。	委託料 464	233	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)	
2 障がい者福祉費						
6 農林費	美唄スマート農業推進事業	15,000	15,000	道支出金	17 道支出金 2 道補助金 4 農林費道補助金 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金)	
1 農業費	補正内容 増額 国の令和6年度補正予算を活用し、地域農業の担い手不足や生産効率の課題に対応するため、スマート農業技術の現場ニーズの把握から機器活用、人材育成、普及啓発までを一体的に実施する事業者に対し、支援するもの。	負担金補助及び交付金 15,000				
4 農業振興費						
10 教育費	総合体育館整備事業	218,789	101,000	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 7 教育費国庫補助金 (学校施設環境改善交付金)	
5 保健体育費	補正内容 増額 今年度当初予算において実施設計を行っている空調設備工事の工事費が算出されたことから、年度内に工事を完了させるため、工事費を計上するもの。	需用費 1,000	117,700	市債	23 市債 1 市債 9 教育債 (体育施設整備債) ※過疎ハード	
6 総合体育館費		工事請負費 217,789	89	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)	
補 正 額		435,253	435,253			
				101,231 国庫支出金	・障害者総合支援事業費補助金 231千円 ・学校施設環境改善交付金 101,000千円	
				15,000 道支出金	・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金 15,000千円	
				117,700 市債	・体育施設整備債 117,700千円	
				201,322 一般財源	【一般財源の内訳】 ・繰越金 201,322千円	

補 正 後 の 額	20,096,158
-----------	------------

令和7年度 一般会計補正予算案（第2号）

【地方債補正】

変更

起債の目的	限度額（千円）	
	変更前	変更後
体 育 施 設 整 備 債	16,600	134,300

<変更理由>

本補正予算の歳入歳出予算に計上している「総合体育館整備事業」の実施に伴う財源として「体育施設整備債」117,700千円を増額発行するため、地方債の限度額を変更するもの。

令和7年度 国民健康保険会計補正予算案（第1号）

補 正 前 の 額		2,777,879		歳 入 補 正		
歳 出 補 正				歳 入 補 正		(千円)
款 項 目	事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)
6 基金積立金	基金積立金 (国民健康保険支払準備基金)	6,831		6,831	一般財源	8 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
1 基金積立金	補正内容 増額 令和6年度決算剰余金のうち、過年度精算に伴う返還金を差し引いた額を国民健康保険支払準備基金に積み立てるもの。	積 立 金	6,831			
1 基金積立金						
8 諸支出金	過年度精算金	3,080		3,080	一般財源	8 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
1 諸費	補正内容 新規 令和6年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う超過交付分を返還するもの。	償還金、利子及び割引料	3,080			
2 過年度精算金						
補 正 額		9,911		9,911	一般財源	【一般財源の内訳】 繰 越 金 9,911千円

補 正 後 の 額	2,787,790
-----------	-----------

令和7年度 介護保険会計補正予算案（第1号）

補 正 前 の 額	3,110,745
-----------	-----------

(千円)

歳 出 補 正			歳 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目
4 基金積立金	介護給付費準備基金積立金	38,522	38,522	一般財源	9 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
1 基金積立金	補正内容 増額 令和6年度決算剩余金のうち、過年度精算に伴う返還金を差し引いた額を介護給付費準備基金に積み立てるもの。	積立金 38,522			
1 介護給付費準備基金積立金					
6 諸支出金	過年度精算金	28,137	28,137	一般財源	9 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
1 諸費	補正内容 新規 令和6年度介護保険給付費負担金等の精算に伴う超過交付分を返還するもの。	償還金、利子及び割引料 28,137			
2 諸費					
補 正 額		66,659	66,659	66,659 一般財源	【一般財源の内訳】 繰 越 金 66,659千円

補 正 後 の 額	3,177,404
-----------	-----------